

# 濱田労務士事務所

---

業務内容のご案内

# 社会保険労務士 濱田 三千代

## プロフィール



1

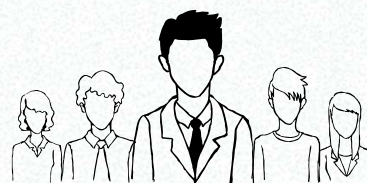
神奈川県横浜生まれ  
福岡県太宰府市育ち



2

熊本大学文学部にて  
心理学を専攻

卒業後、人事労務や法務を経験し  
法律の面白さに目覚める



3

社労士事務所にて実務経験を積み  
令和4年11月  
社会保険労務士登録  
(熊本県社会保険労務士会熊本支部)

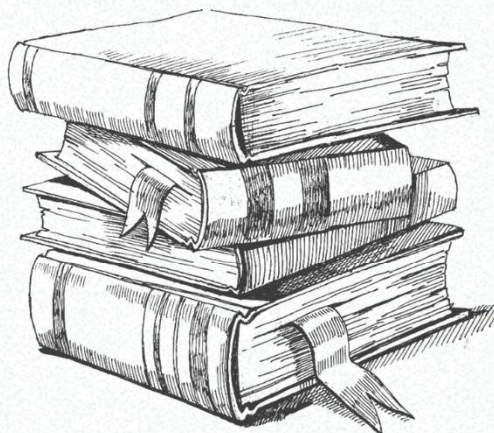
他保有資格…

- ・年金アドバイザー3級
- ・第I種衛生管理者
- ・メンタルヘルス・マネジメントII種 等



4

令和5年4月  
「濱田労務士事務所」  
開業



## ～企業の変化と成長を見据えたパートナーに～

+ 労働保険・社会保険  
提出代行

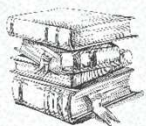
+ 給与計算関連業務

+ 就業規則・書式等作成

+ 職場環境改善含む  
労務コンサル

+ 法改正等情報提供

+ 助成金・年金等のご相談



## 労働保険・社会保険提出代行とは…

01

- ・雇用保険の取得、喪失手続き
- ・離職票発行の手続き

02

- ・雇用保険の各種給付手続き  
高年齢雇用継続、育児休業等

03

- ・労働災害に関する手続き
- ・労働保険料の毎年の申告、納付（7/10）

04

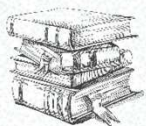
- ・健康保険の取得、喪失
- ・扶養家族の追加、削除
- ・医療費が高額になった場合の手続き

05

- ・傷病手当金等休業給付の手続き
- ・出産手当金、一時金等の手続き

06

- ・月額変更届（給与の変動があったとき）
- ・賞与支払届、不支給届の提出
- ・毎年の算定基礎届（7/10）



## 給与計算関連業務とは…

01

- ・給与計算業務
- ・昇給等のご相談

02

- ・健康保険料、雇用保険料等の確認

03

- ・賃金体系に関するご相談

04

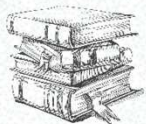
- ・賞与の支給や額の決定に関するご相談
- ・賞与関係の手続き

05

- ・勤怠記録の確認及び助言

06

- ・時間外労働の確認及び助言



## 就業規則・書式作成とは…

01

・法改正に即した就業規則となっているか  
確認、相談、助言

02

・賃金規程、休業に関する規程等の作成  
・各種社内規程の作成

03

・雇用契約書等の作成、助言

04

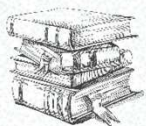
・正社員以外に適用される  
就業規則の作成

05

・育児、介護及び  
ハラスメント防止規程等の作成

06

・申出書、届出等各種様式の作成



## 労務コンサル・環境改善とは…

01

- ・採用、育成に関する相談、助言

02

- ・労働関係法令に関する相談、助言

03

- ・労務トラブルに関するご相談

04

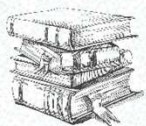
- ・労働時間の見直し等に関する相談、助言
- ・有給休暇取得率に関するご相談

05

- ・健康診断等に関するご相談

06

- ・「快適な職場環境の形成」に関するご相談



## そもそもどんな**助成金**があるの・・・？

### 特定求職者雇用開発助成金

就職が困難な方を採用した場合の助成制度。

### キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者のキャリアアップ促進のため正社員化、処遇改善の取り組みに対して支給される制度。

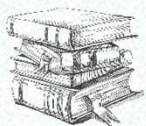
### 人材確保等支援助成金

魅力ある職場づくりのため労働環境の向上等を図る企業を助成する制度。

※申請するためには複数の条件があります

R5.4月現在





# 給与計算代行の流れ



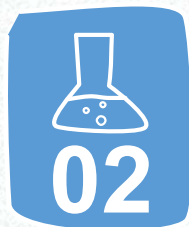
## 資料・データのご提供（お客様）

- ・従業員様の情報をご用意ください。  
(生年月日・性別・給与の額・扶養情報等)
- ・給与、賞与に関する規程があれば  
すべてお知らせください。
- ・独自の計算方法がございましたら  
詳細をお知らせください。



## 入力・計算・お知らせ（弊所）

- ・ご提供いただいた情報、勤怠記録を基に  
給与、賞与の計算を行います。
- ・お約束している通知日までに  
お知らせいたします。
- ・修正のご依頼等も対応いたしますので  
お気軽にご連絡ください。



## 勤怠記録のご提供（お客様）

- ・お客様で管理なさっている給与締日毎の  
勤怠記録をお送りください。
- ・賞与の場合は、支給対象者及び支給額、  
支給日をお知らせください。



## 振込額の入力・処理等（お客様）

- ・上記で確定した給与、賞与のお振込み等  
をお願いいたします。



# 報酬のご案内



## 顧問報酬

(詳細はHP料金表へ)

人数	1~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49
報酬	11,000	16,500	19,800	22,000	27,500	33,000	44,000

・以上はご相談ください。



## 上記顧問に含まれるもの

- ・労働関係法令、社会保険諸法令に基づき提出する書類の作成、申請
- ・労働保険年度更新  
(人数に応じて決定)
- ・社会保険算定基礎届  
(人数に応じて決定)
- ・関係法令に関する各種ご相談等
- ・他、ご相談に応じます。



## 顧問報酬

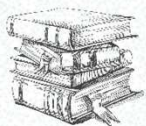
顧問契約業務内容には下記の業務が含まれます。

- ・労務管理のご相談、対応
- ・労働条件通知書、各種労使協定（36協定等）の社内書類全般
- ・変形労働時間制の書類作成及び手続き
- ・労働保険、社会保険に関する手続き
- ・労災、社会保険の給付に関する手続き
- ・法改正、助成金等各種お知らせ
- ・年度更新の手続き
- ・算定基礎の手続き

(週20時間以上30時間未満の労働者は×0.5、週20時間未満はカウントしません)

従業員数	顧問報酬月額
1~4人	11,000円
5~9人	16,500円
10~14人	19,800円
15~19人	22,000円
20~29人	27,500円
30~39人	33,000円
40~49人	44,000円
50人以上	別途協議

上記は目安です。業務の範囲や業務量によって変わります。



# 給与計算・スポット報酬のご案内

## 給与計算

給与計算業務内容には下記の業務が含まれます。

- ・ 勤怠集計
- ・ 給与明細の作成、お渡し
- ・ 賃金台帳の作成、お渡し
- ・ 時間外等労働時間の確認
- ・ 保険料等各種変更事項のお知らせ
- ・ 給与体系、賞与等に関するご相談、対応

### 【上記顧問に追加の場合】

従業員数	月額報酬
1～9人	5,500円
10～19人	8,800円
20～29人	16,500円
30～49人	22,000円
50人以上	別途協議



### 【上記顧問なし・給与計算のみの場合】

従業員数	月額報酬
1～4人	12,100円
5～9人	16,500円
10～19人	22,000円
20～29人	33,000円
30～49人	49,500円
50人以上	別途協議

労働時間の短い労働者が多い場合には、協議の上減算いたします。



# 給与計算・スポット報酬のご案内



## 就業規則作成

本則	賃金規程等 各種規程	就業規則・規程 の変更
～165,000	～55,000	～22,000

・詳細はご相談ください。



## スポット業務

顧問業務・給与計算業務の範囲外の報酬目安です。

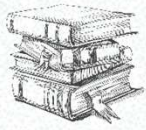
急なお困りごとの際の目安にどうぞ。

### 基本料金表

顧問・給与計算以外の業務	
就業規則作成（本則）	（規模に応じて）～165,000円
賃金規程等各種規程作成	（規模に応じて）～55,000円
就業規則変更	（規模に応じて）～22,000円
助成金書類作成・申請	顧問先…手数料5% / 左記以外…手数料15%
労働保険設置届	27,500円
社会保険設置届	27,500円
入退社各種手続き	5,500円
各種社内書類作成	5,500円

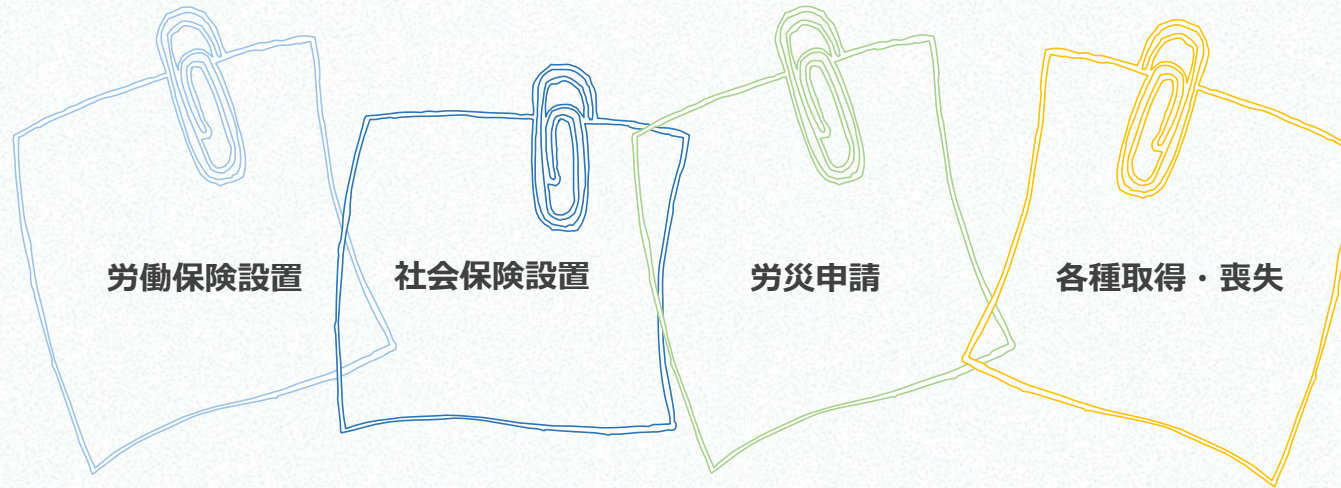
※業務量によって変わりますので、お問合せください。

「年度更新のみ」「算定基礎のみ」「求人票を出したい」等のご依頼も承っております。



# スポット報酬

に関して（顧問でないお客様の突発的なお困りごとへの対応）

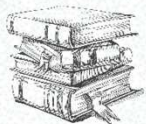


等…

ご相談ください。

労働保険関係	
労働保険設置届	27,500
年度更新（5名以下）	11,000
雇用保険 取得・喪失 1件	5,500
離職票	2,200
36協定等	5,500
労災申請等	5,500
名称変更届	11,000

社会保険関係	
社会保険設置届	27,500
算定基礎（5名以下）	11,000
社会保険 取得・喪失・異動 1件	5,500
賞与支払届（5名以下）	11,000
傷病手当金申請	5,500
出産に関する申請	5,500
名称変更届	11,000



# 社会保険労務士の年金手続き代行

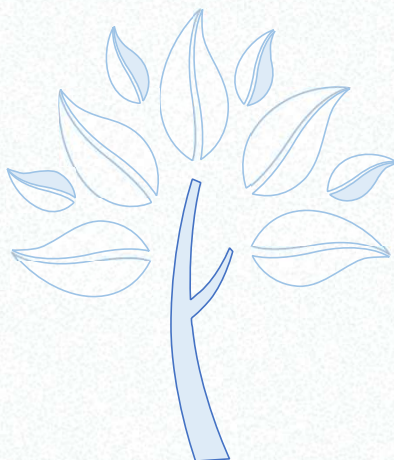
社会保険労務士は  
「委任状」をいただくことで  
お困りの方の年金解決を行うことができます。

そのお悩み、お聞きします！

～よく聞くお悩み～



- ・遺族年金、と言われたけれどよくわからない
- ・離婚したら年金額が変わるって本当？
- ・「特別支給」って何？
- ・何もしなくても貰えるのが年金じゃないの？

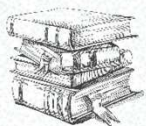


- ・遺族年金は、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」があります。
- ・離婚をすると、年金の基礎となる部分が婚姻期間に応じて分割される仕組みがあります。
- ・特別支給とは、65歳前に支給される老齢年金のことです。
- ・年金は「裁定請求」を行う必要があります。



毎年変わる年金制度  
調べても難しくてわからない…  
忙しくて手続きができない…  
他人には話し辛い…

そんなときはお気軽にご相談ください。



# 障害年金等でお困りの方へ

下記の要件に当てはまりますか？



- ・ 20歳以上65歳未満である
- ・ 国民年金又は厚生年金に加入している
- ・ 初診日から1年6ヶ月以上経過している
- ・ 家から出るのが辛い障害状態である

左の要件全てに当てはまる  
少し当てはまる…



- ・ 障害年金を受給できる可能性があります

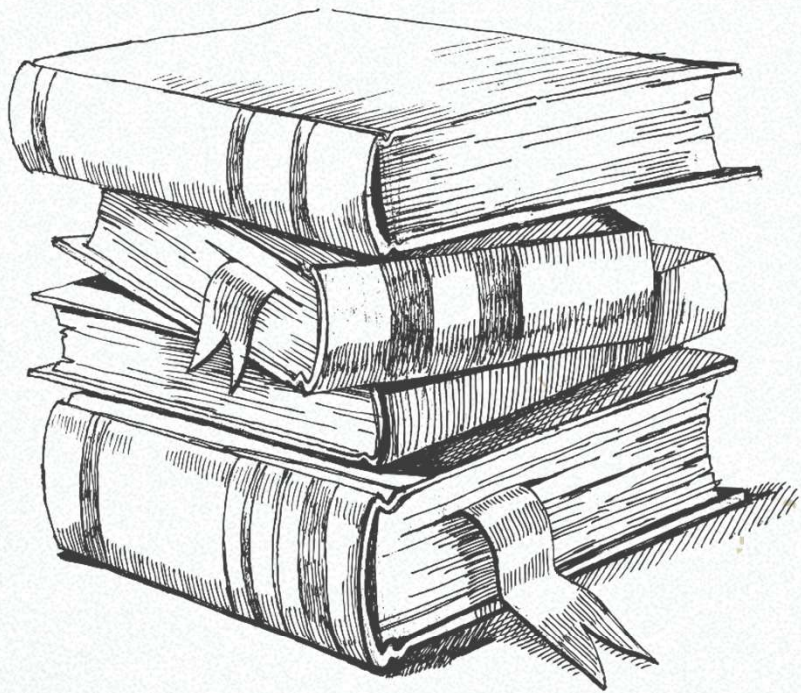
お一人で抱え込まず  
まずはゆっくり  
お話ししてみませんか？



心理学を専攻し  
メンタルヘルス・マネジメントⅡ種を持つ  
社会保険労務士が

あなたのお悩みを  
あなたがお話したいだけお聞きします。

ご相談のみでは着手金はいただきません。



# Thanks for you

---

濱田労務士事務所

〒862-0924  
熊本市中央区帯山3丁目35-1  
ラフィーネ帯山3階

TEL : 096-234-8180 FAX : 096-300-3090  
Mail : michiyo@srhamada.jp  
HP : <https://www.srhamada.jp/>